

総務常任委員会委員長報告

それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

総務常任委員会は、休会中の3月15日、16日、19日の三日間、開催いたしました。

説明を求めるため、出席を求めた者は、総務部長、政策推進部長、市民部長及び関係課長であります。

当委員会が、付託を受けました案件は、条例4件、予算7件、請願書5件、その他1件の合計17件であります。

16日の午前は休憩に入り、防犯灯のLED化設置箇所、栗東駅前用地及び防犯カメラ設置の状況等の現地調査を行いました。

それでは、順次審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

議案第5号 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、

委員から

- ・高度専門性の市嘱託医等の報酬で、他市の状況はどうか。
- ・審議会等で、今後も統合できるものはないか。
- ・今回の改正内容は、対象者に周知できているのか。

との質疑があり、当局から

- ・医師については、草津栗東医師会に加盟されており、草津市と栗東市で調整し、報酬水準を合わせている。
- ・審議会等で、現在まで統合できるものは統合してきた。法的に設置しなければならない審議会等もあるが、今後も統合できるものは取り組んでいく。

- ・ 今回の改正内容については、日額報酬の審議会委員等には個別に話はしていないが、行政委員会委員には説明し、ご理解いただいている。

との答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 栗東市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、

委員から

- ・ 今回の改正による影響額はどうか。
- ・ 国家公務員の給与削減が言われている中で、本市との関連はどうか。

との質疑があり、当局から

- ・ 影響額は、現給補償の半額を今回なくすことで、月額約20万円が減額となるが、昇給改定により月額約58万円が増額となることから、差額の月額約38万円の増となる。
- ・ 国家公務員との関連は、本市は独自削減を実施しており、今後の国の動きを注視していく。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 栗東市 税条例の一部を改正する条例の制定については、

委員から

- ・法人税率の減とタバコ税率の増について、本市の状況はどうか。
- ・減収となった場合、国の交付税等で措置対応されるのか。

との質疑があり、当局から

- ・概算では、タバコ税で約1億1000万円程度の増収、法人税では1億3000万円から多く見て2億3000万円の減収となり、差引、減収になるものと思われる。
- ・減収となった場合の国の措置は、交付税の基準となる税収が減ることから、一定の跳ね返りがあるものと思われる。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 栗東市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定については、

委員から、

- ・外国人登録対象者に対する周知はどうか。
- ・新しい制度になって、登録義務はあるのか。

との質疑があり、当局から

- ・在留期間の切り替えや外国人登録証明書の切り替え時に、5カ国語によるパンフレットにより周知すると共に、5月の仮住民票作成後の住民登録通知時に案内文を送付して周知していく。

- ・新しく在留管理制度が出来るので、一定期間の後には在留カードや特別永住証明書に切り替えていただく必要がある。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求めることについては、

委員から

- ・財団法人 滋賀県市町村振興協会からの市の貸し付け実績とその活用について質疑があり、

当局から

- ・平成10年度に森林体験交流センター建設時に5000万円の貸付を受けており、平成22年度に返済は完了している。貸し付けは、その都度対象事業が示される。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成23年度栗東市一般会計補正予算（第5号）については、

委員から

- ・防火水槽、消火栓維持管理事業で、当初予算に比して補正額が大きい。その理由と補正予算のあり方についてはどうか。
- ・栗東駅前用地の利活用はどうか。
- ・手原地先用地の売却の見通しはどうか。

との質疑があり、当局から

- ・補正予算は、当初に予定していなかったことに対する止むを得ない理由により補正するもので、防火水槽、消火栓維持管理事業については、防火水槽、消火栓の点検整備による翌年度の精算によるもので、安心、安全のための補正である。
- ・栗東駅前用地については、今後、(仮称)栗東駅東口まちづくり検討会議で利活用を検討していく。
- ・手原地先の用地は、平成23年度に募集したが申し込みまでには至らなかったが、平成24年度に入って再度募集し、売却できるよう努力する。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第22号 平成23年度栗東市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、

委員から

- ・高額医療費拠出金で減額となっているのは、健康増進事業の効果によるものか。

との質疑があり、当局から

- ・診療内容の詳細はわからないが、全国的に健康づくり事業に取り組みされており、一定の効果があったものと思われる。

との答弁がありました。

討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成23年度栗東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、

特段、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成24年度栗東市一般会計予算については、

委員から

- ・新集中改革プランによる福祉医療費の改正については、議会から障がい者や高齢者等の対象者に対して、極め細やかで丁寧な説明、対応を求めてきたが、2月に通知が行って、戸惑っておられる状況にある。対象者に対し、どう説明し対応してきたのか。
- ・ひだまりの家のボイラーで、再三にわたって修繕されているが、修理と更新のタイミングをどう考えているのか。
- ・リース契約と買い取りの基本的な考え方はどうか。

・土地開発公社貸付金の現状はどうか。

との質疑に、当局から

- ・福祉医療費の改正については、各種団体代表者に説明し、広報、ダイレクトメール等で周知し、通知後、60件の問い合わせがあった。今後は、民生・児童委員への周知、6月ごろに再度、案内通知を行い、個々の問い合わせには、状況により戸別訪問も行う中で、対応していく。
- ・ひだまりの家のボイラーについては、平成23年度にはろ過機へのパッキンの修理を行い、平成24年度には点火棒の修理を行うが、更新についても検討し、サービスに影響のないよう努めていく。
- ・リース契約については、多額の費用を要するものについて、財政運用面と管理面で判断して対応している。特に、コンピュータは、日進月歩で進展しているため、新しいシステムに対応できるよう5年リースとしている。
- ・土地開発公社貸付金への対応は、今年度は市から土地開発公社に35億5000万円を貸し付けたが、現在、全額、土地開発公社が市中金融機関から借り入れられるよう協議をしている。

との答弁がありました。

審査の過程で、各委員から、全体的に、新集中改革プランにより市民に負担をお願いしている中で、各事務事業についての更なる見直しを求める観点からの質疑が多く出されました。

また、福祉医療費助成の改正については、改めて委員会から当局に対し、対象者に対しては、極め細やかで丁寧、親切な対応とフォローによる対応を要請したことを申し添えます。

その他多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第29号 平成24年度栗東市土地取得特別会計予算については、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成24年度栗東市国民健康保険特別会計予算については、

委員から

- ・医療費通知書については、レセプトのチェックにも役立っているとのことであったが、不正請求の事例はないか。
- ・同じく、医療費通知書の内容で、健康増進の啓発はされているが、不正請求のチェックをしている文面も考慮すればどうか。
- ・徴収員の徴収実績はどうか。

との質疑があり、当局から

- ・不正請求については、チェックし、聞き取りを行ったケースはある。
- ・通知書の内容は、国保連合会が作成されており、前回指摘いただいたことは伝えているが、今後も申し入れていく。

- ・徴収員の徴収実績は、訪問後の一定期間内に納付されたものを含めて、平成22年度では901件、2210万円であった。

との答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成24年度栗東市後期高齢者医療特別会計予算については、

特段、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願書第8号 請願書（米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について）は

質疑、討論もなく、採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

次に、請願書第9号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」
との意見書の提出を求める請願書については

委員から

- ・社会保障の給付額が、2011年度で約108兆円にのぼり、国の歳出予算を超え、さらに今後も毎年1兆円以上の増加が見込まれ、このまま放置できないことは明白な事実であり、財源の確保

は喫緊の課題である。

- ・低所得者や生活保護受給者が増加していることに対する対応にも財政基盤の強化が必要で、社会保障・税の一体改革における消費税の導入は必要である。
- ・現行の消費税制度に賛成か反対か明確でない。
- ・少子高齢社会を支えるための財源確保が何ら述べられていない。

等として、反対討論がありました。

採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

次に、請願書第10号 消費税によらない最低補償年金制度の創設を求める請願については

委員から

- ・消費税の逆進性があることから社会保障財源にふさわしくないとの指摘は、消費税の一部を目的税とすることとセーフティネットの創設で、その指摘にはあたらない。
- ・最低保障年金の給付額はいくらで、そのための財源がいくらいるのかわからない。財源を保険料アップで賄うのか議論が必要である。
- ・国会で、社会保障・税の一体改革を議論されており、その経過も含め全体を見据えた中でないと、この問題は解決しない。

等として、反対討論がありました。

採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

次に、請願書第11号 年金需給資格期間の10年への短縮を求める請願については

委員から

年金需給資格期間を短縮し、無年金者の発生を抑制することは必要である。「無年金者・低年金者」対策が必要であり、需給資格期間の短縮だけでなく年金保険料の事後納付期間の延長や低所得者の基礎年金額を上乗せする加算年金制度の創設、さらにパート労働者に対する厚生年金の拡大等の制度改革が必要であり、10年の部分も、もう少し考える必要があるとして、趣旨採択を求める意見が出されました。

討論もなく、採決の結果、全員一致で、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、請願書第12号 無年金者・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願については

委員から

- ・平成24年度基礎年金国庫負担割合は、歳出予算36.5%分と年金国債による2分の1を確保することとして、必要な法案を平成24年の通常国会に提出することが、社会保障・税の一体改革大綱で決められており、このことが緊急措置である。
- ・最低保障年金制度の骨格が見えてこない。
- ・最低保障では、福祉部門を充実させる必要がある。

等として、反対討論がありました。

採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。